一般社団法人
能登川地区まちづくり協議会

平成２８年度定時総会　議案書

日　時：　　平成２８年5月２８日(土)
　　午前９時００分～１２時００分

会　場：　　やわらぎホール

ホップ♪ステップ♪のとがわ
一般社団法人能登川地区まちづくり協議会

一般社団法人能登川地区まちづくり協議会
平成 28 年度　定時総会次第

１　開　　会

２　開会挨拶

３　来賓挨拶

４　来賓紹介

５　議　　案

第１号議案　平成 27 年度　事業報告

第２号議案　平成 27 年度　決算報告

会計監査報告

第３号議案　平成 28 年度　事業計画（案）

第４号議案　平成 28 年度　予算（案）

第５号議案　定款の変更（案）

第６号議案　役員の改選（案）

・理事の改選

・監事の改選

６　閉会挨拶

参考１：一般社団法人能登川地区まちづくり協議会定款（変更後の全文）
参考２：体制図
参考３：会員名簿（平成２８年５月１日現在）

第１号議案　平成２７年度事業報告

【事業概要】

一般社団法人能登川地区まちづくり協議会は、『住みよいまち、住みたいまち、住みつづけたいまち』を基本理念として、地域住民の願いをより一層反映させるため、不断の活動を行ってきました。

当協議会は、平成２７年４月１日、東近江市の「東近江市協働のまちづくり条例」（平成２６年４月１日施行）に定める「地域にひとつのまちづくり協議会」として認定を受けました。

当条例が求めている地域住民全体のまちづくり参加をより具体化するため、平成２６年度に能登川地区全５３自治会に入会していただきましたが、これに続いて、平成２７年度には能登川地区自治会連合会役員１３名全員の方に理事に就任していただきました。

一方、理事の負担軽減をはかるため、理事会の開催回数をへらすと共に、これを補うため、副会長、事業部長、コミュニティセンター館長等をメンバーとする「運営委員会」を設置し、日常の業務運営の円滑化を図りました。

平成２７年度には、当協議会の事業運営の見直しに合わせ、次の組織再編をしました。

- 当協議会全体を「まちづくり部門」と「指定管理部門」に整理
- 「地域福祉事業部」を「健康福祉事業部」に名称変更
- 指定管理事業部の廃止
- 施設運営事業部の新設
- 活動団体連絡会の新設

平成２７年度は、当協議会の日頃の活動が評価を受け、次のような表彰や認定などを受けました。

- 安全・安心事業部の今井事業部長が、４月に「滋賀県地域防災アドバイザー」の認定を受けました。
- 当事業部で取り組んできた「e 防災マップ」づくり活動が、「第６回防災コンテスト」（主催：国立研究開発法人 防災科学技術研究所、後援：内閣府、文部科学省等）の「特別奨励賞」を３月に受賞しました。
- 当協議会が共催するライティングベル（主催：ライティングベル実行委員会）が、第４回「おうみ社会貢献賞」（公益財団法人滋賀県市町村振興協会）を３月に受賞しました。
- 県内外から５団体が当協議会の活動内容を視察に来訪されました。

その他、次のような動きもありました。

- ５月に能登川勤労者会館が閉館し、当協議会がおこなってきた指定管理も終了しました。
- １１月に、６００席のホールを持つ新コミュニティセンターが完成し、ここにコミュニティセンターおよび協議会事務局が移転しました。

Ⅰ　まちづくり部門

１．プロジェクト事業部

（１）まちづくり計画の見直し

・ 目的：平成２１年度に策定した「まちづくり計画」を見直し、平成３０年、３５年の能登川地区を考える。

・ 活動状況

・ ２６年度に編成した「能登川地区まちづくり計画策定委員会」（委員長谷口浩志氏（びわ湖学院大学短期大学部ライフデザイン科教授）以下８名）を７回開催した。

・ ２月に能登川地区全所帯を対象に、「自治会アンケート」調査を実施した。（アンケート票送付数＝８，０４９、回収数＝４，５８６、回収率＝５７％。２８年度に集計、結果を各自治会にもフィードバックする。また、「まちづくり計画」は、２８年度完成の予定。）

（２）イベントの開催、応援事業

・ふれあいフェア（１０月）、青年団ドラゴンカヌーヤングフェスティバル（７月）、青年団盆踊り（８月）、ライティングベル（１２月）、リレー・フォー・ライフ（ガン患者支援イベント。１０月。休暇村近江八幡）等への応援参加及び模擬店出店をした。

・市制１０周年記念の電飾を能登川支所玄関前にした。

（３）ライティングベルが「おうみ社会貢献賞」を受賞

・ ライティングベル（主催：ライティングベル実行委員会、共催：当協議会）が、第４回「おうみ社会貢献賞」（公益財団法人滋賀県市町村振興協会）を３月に受賞した。

２．まちづくり事業部

（１）５月に、２７年度まちづくり委員対象の研修会を開催した。

【内容】・当協議会の活動紹介

・「てんこもり再編」（各自の自治会紹介ページ・更新）の依頼

・各自治会のまちづくり活動の情報提供依頼

（２）「てんこもり再編」は、１３自治会が実施した。

３．ふるさと散歩道事業部

地域の良さを再発見、養生、保護育成、継承する「ふるさと散歩道づくり」に取り組んだ。

（１）ふるさと散歩道案内看板設置

・ ３月に湧水・自噴の道に案内看板を設置した。

（２）ふるさと散歩道紹介ビデオの作成

・ ふるさと散歩道の４コースについて、ビデオ撮影をし、現在編集作業中。完成後、関係機関に配布する予定。

（３）ふるさと散歩道ガイドの実施

・ 能登川地区内外の２団体に対しガイド役を引き受けた。（１０月）

４．広報事業部

（１）まちの情報紙「ホップ♪ステップ♪のとがわ」の発行

・ 年間に６回、偶数月に発行し、能登川地区の全戸に配布した。
また、ふれあいフェア（１０月）、文化祭（１１月）の各会場で、広報紙の記事紹介パネルを展示した。

（２）当協議会のホームページ運営

・ 随時に更新をした。

（３）会員情報紙「のとまち協 NEWS」の発行

・ 毎月、当まち協の活動状況を周知した。
配布先：能登川まち協会員（個人、自治会、団体）、まちづくり委員、能登川地区内の各種団体、公共機関等（約２５０部）

（４）「まち協　ラジオかわらばん」の放送

・ 毎週土曜日午前８時から３０分間、東近江市ラジオスイート FM８１．５にて放送した。（年間４７回）

５．健康福祉事業部

（従来の「地域福祉事業部」の名称を、平成２７年５月に変更した）

（１）「元気のつどい」の開催

・ 「元気のつどい in 能登川」を、従来からの内容を刷新し３月に開催した。

（２）子育て支援と食育活動

・ 学童保育所、健康推進員と協働・連携し、「おやつ作り」等の事業を展開した。

（３）「認知症」理解・予防啓発活動

・ 徘徊保護訓練実行委員会に参加し、１１月に能登川地区２６自治会による訓練実施に協力した。

（４）福祉のまちづくり講演会

・ のとがわ福祉の会との共催で実施した。（１２月）

（５）「婚活」事業

・ 市内まち協合同事業「婚活」実行委員会に参加し、２月婚活セミナーを開催した。

（６）「能登川病院をよくする会」活動

・ 会話チーム（入院患者さんの話し相手をする）：年間２３３回
・ 植栽チーム（病院外周の美化をする）：年間３４回
・ 病院と「能登川病院をよくする会」事務局との意見交換会：年間１２回

６．環境事業部

（１）地域のボランティア団体との連携協力

・ 能登川中学校生徒会主催の「フラ輪ープロジェクト」（学校周辺を花で飾る活動）に協力し、能登川駅西口、東口にフラワーポットを設置した。活動資金の募集を行い、５団体から寄付を頂いた。
・ 次のイベントに参加した。
  ・ 「びわ湖の日」一斉清掃（主催：滋賀県、７月）

・「環境美化の日」一斉清掃（主催：東近江市等、１２月）

（２）やすらぎの花公園整備事業

・ お花畑の整地・造成、花苗植えを行った。

（３）廃食油回収事業

・ ２２自治会およびコミセン（３月末現在）で月１回第３木曜日に廃食油回収をした。（回収量＝年間約２，０００リットル。前年比１４８％）

（４）段ボールコンポスト利用促進とごみの減量化

・ 段ボールコンポストの販売をした。（販売数＝年間１００個。前年比１１２％）

・ 生ごみ堆肥づくり講座を７月、３月に開催した。

７．安全・安心事業部

「防災、防犯に取り組み、安心して暮らせるまちづくり」をスローガンに、各自治会の自主防災組織の結成や活動への支援活動を行った。

（１）「自主防災研修会」の開催

・６月に開催した。（３６自治会、１０２名参加）

（２）「ｅ防災マップ講習会」の開催

・ ７月、８月、９月に、防災科学技術研究所から講師を招き「ｅ防災マップづくり」のパソコン操作説明会を開催した。（延２６自治会、８４名参加）

（３）ＤＩＧ研修会の開催

・ １０月に、能登川地区大地図での災害図上訓練（ＤＩＧ）研修会を開催した。（１５自治会、５８名参加）

（４）滋賀地域防災アドバイザーの認定

・ ４月に、安全・安心事業部の今井事業部長が滋賀県より標記の認定を受けた。（任期は２年）

今井事業部長は、アドバイザーとしての活動を県内各地で展開中。

（５）「ｅ防災マップ」づくり活動が全国レベルコンテストで受賞

・ 当事業部で取り組んできた「ｅ防災マップ」づくり活動が、「第６回防災コンテスト」（主催：国立研究開発法人 防災科学技術研究所、後援：内閣府、文部科学省、一般社団法人 防災教育普及協会）の「特別奨励賞」を受賞した。

８．歴史・文化事業部

（１）猪子山古墳群の整備、里山（森林）整備

・「猪子山森林再生プロジェクト」事業（能登川南小学校・八日市南高校共同事業）に参加し、次の活動をした。

・ 毎月、古墳周辺と見学ルートの整備（竹の伐採・下草刈り等）

・ ５・８・１１月に５・６年生が実施する猪子山森林再生（竹の伐採・草刈り作業等）の当日・事前準備作業の協力

９．指定管理事業部

（１）ゲートボール大会、グラウンドゴルフ大会の開催

・ ４月に、まち協会長杯ゲートボール大会（能登川ゲートボール連盟協力）とまち協会長杯グラウンドゴルフ大会（能登川グラウンドゴルフ協会協力）を、い

ずれもやわらぎの郷公園で開催した。

（２）当事業部は、指定管理受託準備のため設置されたが、その役目を終えたため、平成２７年５月に廃止した。

１０．施設運営事業部

（１）当協議会が管理する施設の有効活用と地域との交流推進を検討・実施することを主たる役割として、平成２７年５月に設置した。
２７年度は、情報収集や各種施策の検討をした。

（２）第１回まち協グラウンドゴルフ大会の開催
- 表記大会を３月にやわらぎの郷公園において開催した。（参加者約２００名）

１１．共通

（１）会議の開催
- 総会：１回（６月）
- 理事会：６回（内、２７年度理事による理事会は３回）
- 運営委員会：９回
- 正副会長会・役員会：８回

（２）当協議会への来訪団体への対応
- 八幡学区まちづくり協議会
  （７月、３０名。まちづくり協議会活動、指定管理、法人化等について）
- 日野地区運営協議会
  （９月、３３名。防災活動について）
- 高松市川東コミュニティ協議会
  （９月、４名。１２月正式来訪の下見）
  （１２月、１８名。まちづくり協議会活動全般について）
- 小浜市まちづくり協議会
  （１０月、２２名。まちづくり協議会活動全般について）
- 甲賀市 大原自治振興会
  （１月、２４名。まちづくり協議会活動全般について）

（３）事務局の移転
- 平成２７年１１月１６日、コミュニティセンターと共に(新)能登川コミュニティセンターに移転した。

（４）各種サービスの提供
- 簡単テント、プロジェクター等の貸し出し、長尺印刷等を提供した。

Ⅱ 指定管理部門

（１）能登川コミュニティセンターの移転

・ 平成２７年１１月１６日、協議会事務局と共に新能登川コミュニティセンターに移転した。

（２）能登川コミュニティセンターの施設管理運営と生涯学習（文化）事業等の実施

・ 生涯学習（文化）事業等の内容については、次頁の表参照

（３）やわらぎホールの施設管理運営

（４）やわらぎの郷公園の施設管理運営と自主事業の実施

（５）能登川勤労者会館の施設管理運営（５月末閉館）

参考：平成２７年度 各施設の利用者数

施　設	２７年度 利用者数	参考：２６年度 利用者数
能登川コミュニティセンター	４７，８２４	３７，５０８
やわらぎホール	１３，７１５	１６，３３３
やわらぎの郷公園	２６，８４５	２４，５７３
能登川勤労者会館（５月まで）	１，８６９	９，５７４

Ⅲ 活動団体連絡会

（１）旧「能登川まちづくり推進会議」メンバーの活動連絡窓口の役割を果たすことを目的に、１０月に設置した。１２月に発足会を開催し、会の役割を確認すると共に今後の活動について意見交換をした。

平成２７年度　能登川コミュニティセンター 生涯学習事業等実施状況

１．生涯学習（文化）事業

事　業　名	内　容　等	参　加　者　等
講　座	大人のヨガ・子連れヨガ トラベル英会話 親子科学教室 親子体験教室 ハンドメードを楽しもう …… 整理収納アドバイス（地振事業団） デジタル写真入門講座（地振事業団） 浴衣の着付け（地振事業団） 男のヨガ体験講座(地振事業団) エンジョイ体験講座(地振事業団) 整理収納アドバイス(地振事業団)	6月 4回　(26名) 7月 8回　(16名) 7月 1回　(60名) 7月 3回　(21名) 2月 1回　(8名) …… 4、5月 3回　(8名) 5、6月 4回　(10名) 6、7月 2回　(9名) 9月　1回　(8名) 1、2、3月5回　(98名) 1、2、3月3回　(26名)
ありがとうコミセン (能登川地区 文化協会)	6/28(日) ステージイベント、過去のＤＶＤ・ 写真展示、イルミネーション	200名
能登川水車塾 (55歳以上対象、 受講生98人)	開講式＆講演 モノづくり（こけ玉） 相続税の勉強会 館外学習（山崎蒸留所等） 文化祭、青少年育成大会（講演） ＤＶＤ上映(新ホールにて) 閉講式＆ニュースポーツ	6/24(水) 7/31(金) 8/26(水) 9/25(金)、9/29(火) 11/21(土)、11/22(日) 12/16(水) 2/24(水)
第57回 能登川地区文化祭 （菊花展 10/28～11/3)	囲碁・将棋大会(11/21、22) 歴史講話(11/21) 青少年育成大会(11/21) 芸能発表会(11/22) ダンスパーティ(11/23)	展示　17サークル 催し　11サークル 発表　23サークル 11/21(土)～ 11/22(日)　延 2,430人
能登川地区 子ども芸術展	優秀賞138点 （総数：1,925点:昨年より94点増）	12/4(金)～12/6(日) 延 4,000人

２．生涯スポーツ事業

事　業　名	開　催　日	参　加　者　等
ドラゴンカヌー大会 （市民・親善）	7/19(日)	市民　34チーム 親善　39チーム
第52回能登川地区 市民運動会	10/4(日)	4,000名 (27自治会)
市民健康マラソン大会 （市制１０周年記念協賛事業）	1/31(日)	280名
学校体育施設開放事業	定期的に運営委員会の開催、調整	（東西南北小学校、中学校）

３．人権・青少年事業

事　業　名	開　催　日	参　加　者　等
・能登川地区 青少年育成大会 ・あいさつ運動 ・愛のパトロール	・11/21(土) ・学校、園の行事(入学式、運動会、文化祭、始業式、卒業式等) ・17 回実施(19:30～巡回)	500 名 ・青少年育成市民会議能登川支部(183 人) ・青少年育成・地域教育協議会委員(131 人)
能登川地区 地域教育協議会	【全体的活動】 ・夏休みバスツアー（そば打ち体験、防災航空見学） ・カブトムシ、クワガタムシつかみに挑戦 ・レジンクラフトに挑戦 ・礼儀作法を学ぼう（茶道体験） ・百人一首かるた大会 【各学区ごとの活動】 ・ふれあいラジオ体操 ・その他	7/21(火)　39 名 7/25(土)　12 名 8/ 4(火)　31 名 12/25(金)　20 名 2/11(木)　64 名 体操カード 12,000 枚配布
能登川地区人権の まちづくり協議会 ・役員会（研修） ・人権研修会（県外） ・人権研修会（認知症） ・地区別懇談会	4/24(金) 8/30(日) 10/31(土) 7/19(日)～12/16(水)	87 名 19 名 100 名 1,622 名
二十歳のつどい	1/10(日)	141 名

４，自治会連合会及び地域事業

事業名	開催日等	内容等
自治会連合会 ・総会、第 1 回自治会長会 ・役員会 ・県外研修会 ・役員会 ・市政懇話会、 ・第 2 回自治会長会	4/25(土) 支所別館 6/25(木) コミセン 7/10(金) 9/ 2(水) コミセン 11/26(木) 新コミセン 1/30(土) やわらぎホール	役員選出と諸連絡 市政要望と研修計画等 阿倍野防災センター 市政懇話会に向けて 市政懇話会、 来年度事業計画等
第 23 回能登川 ふれあいフェア ～絆の輪を広げよう びわ湖から～	10/18(日)　ふれあい運動公園	出店者数　61 店 フリーマーケット　96 店 来場者　約 4 万人

【その他】
＊施設ボランティア「であい」（施設環境美化、二十歳のつどい支援）
＊文化協会加入サークル：63 団体

第2号議案　平成27年度決算報告

貸　借　対　照　表

平成28年3月31日現在

単位：円

科目		当期決算額	前期比較	
			前期実績	増減額
資産の部	【流動資産】			
	現金預金	4,960,282	6,937,932	-1,977,650
	未収入金	30,761	8,689	22,072
	流動資産計	4,991,043	6,946,621	-1,955,578
	【固定資産】			
	長期性預金	5,051,624	5,051,624	0
	固定資産計	5,051,624	5,051,624	0
	資産の部　計	10,042,667	11,998,245	-1,955,578
負債の部	【流動負債】			
	未払金	2,711,621	2,059,046	652,575
	預り金	474,437	322,299	152,138
	流動負債計	3,186,058	2,381,345	804,713
	負債の部　計	3,186,058	2,381,345	804,713
純資産の部	【利益剰余金】			
	基金積立金	5,051,624	5,051,509	115
	繰越利益剰余金	1,804,985	4,565,391	-2,760,406
	（内 当期純利益）	(-2,760,291)	(2,579,680)	(-5,339,971)
	純資産の部　計	6,856,609	9,616,900	-2,760,291
負債・純資産の部　計		10,042,667	11,998,245	-1,955,578

損　益　計　算　書

自　平成27年4月1日　至　平成28年3月31日

単位：円

科目				当期決算額	予算比較	
					予算額	増減額
営業損益	営業収益	指定管理料		56,371,000	51,379,000	4,992,000
		指定事業収入		214,500	139,000	75,500
		東近江市交付金		5,704,000	5,704,000	0
		その他の助成金		200,000	200,000	0
		収益事業収入		426,758	808,000	-381,242
		その他の収入		34,241	300,000	-265,759
		営業収益　計		62,950,499	58,530,000	4,420,499
	営業費用	人　件　費		24,749,797	26,020,000	-1,270,203
		管理事務費	光熱水・燃料費	9,141,816	9,612,000	-470,184
			業務委託費	9,972,125	9,019,000	953,125
			その他の管理事務費	14,084,745	6,931,000	7,153,745
			管理事務費　計	33,198,686	25,562,000	7,636,686
		事業費	指定管理事業費	3,601,404	1,244,000	2,357,404
			まちづくり事業費	4,214,082	5,704,000	-1,489,918
			事業費　計	7,815,486	6,948,000	867,486
		営業費用　計		65,763,969	58,530,000	7,233,969
	営業利益			-2,813,470	0	-2,813,470
営業外損益	営業外収益					
		受取利息		3,748	3,000	748
		雑収入		49,431	0	49,431
		営業外収益　計		53,179	3,000	50,179
	営業外利益			53,179	3,000	50,179
経常利益				-2,760,291	3,000	-2,763,291
税引前当期純利益				-2,760,291	3,000	-2,763,291
当期純利益				-2,760,291	3,000	-2,763,291

利　益　処　分（案）

単位：円

科　　目	当期決算額	前期比較	
		前期実績	増減額
繰越利益剰余金			
当期純利益	-2,760,291	2,579,680	-5,339,971
前期繰越利益剰余金	4,565,276	1,985,711	2,579,565
繰越利益剰余金計	1,804,985	4,565,391	-2,760,406
利益処分額			
基金積立金	0	115	-115
次期繰越利益剰余金	1,804,985	4,565,276	-2,760,291

付属明細書（貸借対照表）

平成２８年３月３１日現在

1. 資産の部　　単位：円

科　　目	当期決算額	部門別内訳	
		まちづくり部門	指定管理部門
流動資産			
現金預金			
一般会計	236, 426	236, 426	
災害救援基金	123, 919	123, 919	
基金利息	2, 272	2, 272	
まちづくり部門 計	362, 617	362, 617	
コミュニティセンター	1, 429, 159		1, 429, 159
やわらぎホール	2, 530, 428		2, 530, 428
勤労者会館	39		39
やわらぎの郷公園	638, 039		638, 039
指定管理部門 計	4, 597, 665		4, 597, 665
合計	4, 960, 282		
未収入金			
自販機販売手数料	6, 520		6, 520
廃食油回収手数料	24, 241	24, 241	
合計	30, 761	24, 241	6, 520
有形固定資産			
長期性預金	5, 051, 624	5, 051, 624	

2．負債の部　　単位：円

科　　目	当期決算額	部門別内訳	
		まちづくり部門	指定管理部門
流動負債			
未払金			
まちづくり部門一般会計	90, 536	90, 536	
コミュニティセンター	1, 068, 895		1, 068, 895
やわらぎホール	1, 260, 634		1, 260, 634
やわらぎの郷公園	291, 556		291, 556
合計	2, 711, 621	90, 536	2, 621, 085
預り金			
まちづくり部門一般会計	816	816	
コミュニティセンター	367, 551		367, 551
やわらぎホール	69, 550		69, 550
やわらぎの郷公園	36, 520		36, 520
合計	474, 437	816	473, 621

3. 純資産の部　　単位：円

科　　目	当期決算額	部門別内訳	
		まちづくり部門	指定管理部門
基金積立金	5, 051, 624	5, 051, 624	
繰越利益剰余金			
前期繰越利益剰余金	4, 565, 276	208, 426	4, 356, 850
当期純利益	-2, 760, 291	87, 080	-2, 847, 371
繰越利益剰余金	1, 804, 985	295, 506	1, 509, 479
合計（28年度への繰越剰余金）	6, 856, 609	5, 347, 130	1, 509, 479

付属明細書（損益計算書）

平成２７年４月１日～平成２８年３月３１日

単位：円

科目			当期決算額	部門別内訳	
				まちづくり部門	指定管理部門
営業損益	収益	指定管理料	56, 371, 000		56, 371, 000
		指定事業収入	214, 500		214, 500
		東近江市交付金	5, 704, 000	5, 704, 000	
		その他の助成金	200, 000	50, 000	150, 000
		収益事業収入	426, 758	85, 900	340, 858
		その他の収入	34, 241	34, 241	
		合計	62, 950, 499	5, 874, 141	57, 076, 358
	費用	人件費	24, 749, 797		24, 749, 797
		管理事務費	33, 198, 686	1, 574, 111	31, 624, 575
		事業費	7, 815, 486	4, 214, 082	3, 601, 404
		合計	65, 763, 969	5, 788, 193	59, 975, 776
	営業利益		-2, 813, 470	85, 948	-2, 899, 418
営業外損益	収益	受取利息	3, 748	1, 132	2, 616
		雑収入	49, 431		49, 431
		合計	53, 179	1, 132	52, 047
	営業外利益		53, 179	1, 132	52, 047
経常損益	収益		63, 003, 678	5, 875, 273	57, 128, 405
	費用		65, 763, 969	5, 788, 193	59, 975, 776
	経常利益		-2, 760, 291	87, 080	-2, 847, 371

平成２８年４月２８日

監査報告

一般社団法人能登川地区まちづくり協議会

監事　浅井利温

監事　清水宗彦

平成２７年度の事業報告及び決算報告に関する監査について、次のとおり報告します。

１　監査の方法及びその内容

監事間の協議により、監査方針を定めた上で、全てにわたり共同で監査を実施しました。

具体的には、理事会その他の重要な会議に出席し、会計帳簿、会計書類、重要な決裁文書及び報告書を閲覧し、理事等から職務の執行状況等について定期的に報告を受け、また、随時説明を求めました。

２　監査の結果

（1）事業報告及び決算報告は法令及び定款に従い当法人の状況を正しく表示しています。

（2）理事の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

（3）当法人の業務の適正を確保するために必要な体制の整備等についての理事会の決議の内容は相当です。

（4）計算書類とその附属明細書は当法人の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示しています。

以上

第３号議案　平成２８年度事業計画（案）

（概要）

一般社団法人能登川地区まちづくり協議会は、平成２８年度も、地域に根ざしたまちづくり、地域の皆さんの安全で安心な暮らしの確保に視点を置きながら、「住みよいまち、住みたいまち、住みつづけたいまち」をつくるための活動をしていきます。

当協議会は、昨年秋に新コミュニティセンターに移転し、新たなスタートをきりました。加えて、本年度は、当協議会設立１０年周目の節目の年にあたり、より充実した活動を展開していきます。

能登川地区の課題として、防災減災・少子高齢化・認知症・空き家の増加等身近な諸問題が山積しています。これらの課題を解決するためには、住民の皆さま、自治会、市民活動団体、行政と協働して取り組んでいく必要があります。

住民の皆さま・自治会とは、まちづくり事業部を通じ、まちづくり委員を介して協働を強化します。

市民活動団体とは、昨年秋に設置した活動団体連絡会の効果的な運営により団体相互の交流を深め、協働を推進します。

行政とは、４月から施行された東近江市の「地域担当職員制度」（注）による行政担当職員の方々との連携を密にし、協働して活動していきます。

当協議会の平成２８年度事業としては、前年度までの活動を継続発展させるとともに、次の事業に重点的に取り組みます。

- まちづくり計画見直しの一環として、平成２８年２～３月に実施した全世帯対象アンケートの結果を各自治会にフィードバックするとともに、それも反映した新たな計画を完成させ、能登川地区に広報します。
- 防災活動を強化するため「ｅ防災マップ」をより充実します。
- ６００人収容の新ホール完成を記念して６月に開催される「能装束着付け実演と『能公演』」（主催：滋賀能楽文化を育てる会）に協賛します。
- コミュニティセンターホールおよび各部屋、やわらぎホール、やわらぎの郷公園の施設利用サービスについて、創意工夫を凝らしながら、利用拡大、サービス向上を図ります。

能登川地区まちづくり協議会の事業に対し、お一人でも多くのご協力とご参画を切にお願い申しあげます。

（注）「地域担当職員制度」について

地域の抱える課題を市民と行政が共有し、解決に向けた地域の活動をサポートすることを目的に導入される東近江市の制度で、本年４月から施行されています。

地域のまちづくりについて共に考え、地域と行政の相互情報伝達役・地域内の活動団体のコーディネーター役として支援活動を行う「地域担当職員」（東近江市の職員で構成）が各まちづくり協議会に配置されます。

Ⅰ まちづくり部門

１．プロジェクト事業部

（１）まちづくり計画の見直し

・「まちづくり計画策定委員会」（継続）

・「住民アンケート結果」（平成２６年１０月、平成２８年２～３月実施）を基に、能登川地区住民の意向を反映した計画の策定

・自治会ヒアリング、ワークショップ開催

（２）フォーラム事業 ＜人が集い、話が弾む場づくり＞

・身近な問題について、住民はじめ関係者が一緒に考え話し合うフォーラム等の開催

（３）イベントの開催、応援事業 ＜創造・支援と協力づくり＞

・「能装束着付け実演と『能公演』」事業協力（歴史・文化事業部と連携）

・ライティング・ベルの共催

２．まちづくり事業部

まちづくり委員と連携し、自治会と当協議会との連携、協働支援を行う。

（参考）まちづくり委員の役割

・自治会を代表する当協議会担当者

・まちづくり事業部の活動に参加する。

・当協議会各事業部活動との連携

（１）以下の活動をする。

・「まちづくり委員研修会」の開催

・まちづくり計画更新の一環としての自治会アンケート結果を介した「自治会とのワークショップ」の開催

・「てんこもり」自治会ページの更新・・・・・自身の自治会の記事づくり

・「ふるさと散歩道ＤＶＤ」放映会の開催・・・自治会、学区等単位に開催

・「ふるさとばなしＣＤ」の新録音情報の提供・・自治会、学区等に実施

※まちづくり委員の中に学区ごとに推進委員会を設け、各事業の展開を行う。

３．ふるさと散歩道事業部

地域の良さを再発見、養生、保護育成、継承する「ふるさと散歩道づくり」に取り組む。

（１）散歩道リーフレットの増刷

（２）「ふるさと散歩道」ルート散策会開催や、探訪団体の案内

（３）「ふるさと散歩道」ビデオの作成と広報（関係機関への配布）

４．広報事業部

（１）まちの情報紙「ホップ♪ステップ♪のとがわ」の発行

（２）当協議会ホームページの運営

（３）会員情報紙「のとまち協 *NEWS*」の発行
（４）「まち協　ラジオかわらばん」の放送

５．健康福祉事業部

健康福祉（教育・医療・福祉・保健等）について活動する。

（１）健康福祉活動団体への支援と協働
- のとがわ福祉の会
- 健康推進員協議会
- ＮＰＯほほえみ
- 学童保育所

（２）「元気のつどい」の開催
（３）「能登川病院をよくする会」活動の実施

６．環境事業部

（１）やすらぎの花公園の管理運営
（２）フラ輪―プロジェクトの支援
（３）廃食油の回収
（４）段ボールコンポスト利用促進とゴミの減量化
（５）能登川コミュニティセンター周囲の環境整備
（６）東近江市琵琶湖岸の清掃、環境整備
（７）地域のボランティア団体との連携協力

７．安全・安心事業部

自治会の自主防災活動の支援を行う。

（１）「自主防災活動リーダー研修会」開催
（２）「ｅ防災マップづくり」推進（自治会とまち協のネットワーク充実）
（３）ワークショップ開催
- 自治会の防災活動相談と助け合い
- 災害時要配慮者対策（個人情報取扱ルール事例研究）

（４）出前講座
- 自主防災組織づくり
- 「ｅ防災マップ」パソコン操作講習
- ＤＩＧ・ＨＵＧ・ロードゲーム演習

８．歴史・文化事業部

（１）猪子山古墳群の整備、里山（森林）整備

「猪子山森林再生プロジェクト」（能登川南小学校・八日市南高校・猪子町自治会など）事業の協力

- 毎月最終月曜日：古墳周辺と見学ルートの整備（竹の伐採・下草刈り等）
- ５、８、１１月：竹の伐採、植樹作業、竹垣作り等

（２）「能装束着付け実演と『能公演』」事業協力（プロジェクト事業部と連携）

主　催：滋賀能楽文化を育てる会（会長：出路久右衛門）
開催日：平成２８年６月１１日（土）１３：３０～
会　場：能登川コミュニティセンターホール
内　容：①観世流能楽師による「能着付実演と能公演」
②奥永源寺に保存されている能面の紹介展示
③東近江市内の能面打ち愛好家による能面の展示

９．施設運営事業部

各施設の最大限の効用（特色）を発揮した利用拡大と利用者サービスの向上を図る方策を策定し実行する

（１）能登川コミュニティセンターホールややわらぎホールを利用した自主イベント開催に向け、先進地の見学とイベントの計画策定、実行
（２）まち協グラウンドゴルフ大会、ゲートボ-ル大会等の開催

１０．その他

（１）当協議会の総務業務
（２）簡単テント・プロジェクター等の貸し出し、長尺印刷等の提供

Ⅱ　指定管理部門

（１）能登川コミュニティセンターの施設管理運営と生涯学習（文化）事業等の実施
次頁の表参照
（２）やわらぎホールの施設管理運営
（３）やわらぎの郷公園の施設管理運営と自主事業の実施

Ⅲ　活動団体連絡会

当協議会は能登川地区の自主組織として、地区の課題解決と個性を生かしたまちづくりに取り組むため、活動団体等の多様な組織が参画し、市と協働してまちづくりを推進する役割を持っている。

活動団体連絡会は、活動団体相互の交流を深め、協働を推進することを目的とし、平成２７年秋に設立された。

当連絡会は、この活動団体連絡会を適宜開催する。

平成２８年度　能登川コミュニティセンター生涯学習事業等計画

１．生涯学習（文化）事業

事　　業　　名	主催者名または共催者名	期　　日　　等
講　　座	能登川コミュニティセンター	開催日・講座内容は「コミセンだより・ホップ♪ステップ♪のとがわ」で案内
能登川地区文化協会 あじさいまつり	能登川地区文化協会	６月４日（土） ～５日（日）
第５８回 能登川地区文化祭 （菊花展 10/31～11/6）	能登川地区文化祭実行委員会	１１月４日（金） ～６日（日）
能登川地区子ども芸術展	能登川コミュニティセンター	１２月２日（金） ～４日（日）
能登川水車塾	能登川コミュニティセンター	６月～２月まで （全８回）

２．生涯スポーツ事業

事　　業　　名	主催者名または共催者名	期　　日　　等
ドラゴンカヌー ヤングフェスティバル	能登川青年団	７月　３日（日）
第１１回東近江市 ドラゴンカヌー大会	東近江市体育協会 東近江市 東近江市教育委員会	７月１７日（日）
第５３回能登川地区 市民運動会	能登川地区体育協会	１０月９日（日）
学校体育施設開放事業	能登川地区学校体育施設 開放事業運営委員会	定期的に委員会を開催

３．人権・青少年事業

事　　業　　名	主催者名または共催者名	期　　日　　等
町別懇談会 人権研修会	能登川地区 人権のまちづくり協議会	７月～１２月
青少年健全育成事業 能登川地区青少年育成大会 （あいさつ運動・愛のパトロールなど）	東近江市青少年育成市民会議能登川支部 能登川地区少年補導員会 （東近江少年センター）	青少年育成大会 １１月　５日（土） パトロールは年間
能登川地区地域教育協議会事業	能登川地区地域教育協議会 各学区地域教育協議会	学区ごとの取り組みの日時は未定
能登川地区 二十歳のつどい	能登川地区 二十歳のつどい実行委員会	１月８日（日）
青少年団体（青年団・子ども会等）の育成支援	能登川コミュニティセンター	通年

＊東近江市青少年育成市民大会　　１２月　３日（土）
永源寺コミュニティセンター

４．自治会連合会及び地域事業

事　　業　　名	主催者名または共催者名	期　　日　　等
市政懇話会 東近江地域安全・暴力追放推進大会 自治会長研修会	東近江市自治会連合会 〃 能登川地区自治会連合会	１０月１１日（火） １１月　　日（　） １１月　　日（　）
第２４回 能登川ふれあいフェア	ふれあいフェア実行委員会	１０月２３日（日）

＊施設ボランティア：であい（環境美化・二十歳のつどい等支援）

第4号議案　平成28年度予算（案）

損　益　計　算　書

自　平成28年4月1日　　至　平成29年3月31日

単位：円

科　目		金　額
営業損益の部		
営業収益		
指定管理料	65,756,000	
東近江市交付金	5,706,000	
その他の収入	597,000	
営業収益計		72,059,000
営業費用		
人件費	25,913,000	
管理事務費		
光熱水費、燃料費	18,625,000	
業務委託費	13,856,000	
その他の管理事務費	8,118,000	
管理事務費　計	40,599,000	
事業費		
まちづくり部門事業費	4,801,000	
指定管理部門事業費	1,246,000	
事業費　計	6,047,000	
営業費用計		72,559,000
営業利益		-500,000
経常利益		-500,000
税引前当期純利益		-500,000
当期純利益		-500,000

繰越剰余金（２７年度から）	6,856,609
繰越剰余金（２９年度へ）	6,356,609

付　属　明　細　書（損益計算書）

平成２８年度　部門別予算（案）

自 平成28年4月1日　至 平成29年3月31日

単位：円

科目				予算	前年度実績	前年度比増減額
営業損益	まちづくり部門	繰越剰余金（27年度から）		5,347,130	5,260,050	87,080
		当期	収益 交付金	5,706,000	5,704,000	2,000
			収益 その他の収入	350,000	171,273	178,727
			収益　計	6,056,000	5,875,273	180,727
			費用 人件費	0	0	0
			費用 管理事務費	1,755,000	1,574,111	180,889
			費用 事業費	4,801,000	4,214,082	586,918
			費用　計	6,556,000	5,788,193	767,807
			利益	-500,000	87,080	-587,080
		繰越剰余金（29年度へ）		4,847,130	5,347,130	-500,000
	指定管理部門	繰越剰余金（27年度から）		1,509,479	4,356,850	-2,847,371
		当期	収益 指定管理料	65,756,000	56,371,000	9,385,000
			収益 その他の収入	247,000	757,405	-510,405
			収益　計	66,003,000	57,128,405	8,874,595
			費用 人件費	25,913,000	24,749,797	1,163,203
			費用 管理事務費	38,844,000	31,624,575	7,219,425
			費用 事業費	1,246,000	3,601,404	-2,355,404
			費用　計	66,003,000	59,975,776	6,027,224
			利益	0	-2,847,371	2,847,371
		繰越剰余金（29年度へ）		1,509,479	1,509,479	0
	合計	繰越剰余金（27年度から）		6,856,609	9,616,900	-2,760,291
		当期	収益 指定管理料	65,756,000	56,371,000	9,385,000
			収益 交付金	5,706,000	5,704,000	2,000
			収益 その他の収入	597,000	928,678	-331,678
			収益　計	72,059,000	63,003,678	9,055,322
			費用 人件費	25,913,000	24,749,797	1,163,203
			費用 管理事務費	40,599,000	33,198,686	7,400,314
			費用 事業費	6,047,000	7,815,486	-1,768,486
			費用　計	72,559,000	65,763,969	6,795,031
			利益	-500,000	-2,760,291	2,260,291
		繰越剰余金（29年度へ）		6,356,609	6,856,609	-500,000

繰越剰余金には、基金積立金を含む

第５号議案　定款の変更について（案）

一般社団法人能登川地区まちづくり協議会定款第１５条第６号の規定により、定款の一部変更につき、社員総会の議決を求める。

変更案は以下のとおり。
この変更は、平成２８年５月２８日より施行する。

１．理事数の増

（１）変更理由：市民活動団体を包含して、一層、協働のまちづくりを強靭に推進するため。
（２）変更箇所：「第４章 役員等」・「第２４条（役員の設置等）」（１）
（３）変更内容

【変更前】　（下線部分が変更する個所）	【変更後】（下線部分が変更した個所）
第４章　役員等 （役員の設置等） 第２４条 当法人に次の役員を置く。 （１）　理事　３名以上<u>１８</u>名以内	**第４章　役員等** （役員の設置等） 第２４条 当法人に次の役員を置く。 （１）　理事　３名以上<u>３０</u>名以内

第６号議案　役員の改選（案）

＜敬称略＞

１．理事の改選

提案の理由：定款第 28 条第 2 項に定める任期満了のため

退任理事

櫛田　善春　（前年度能登川地区自治会連合会会長）
志村　俊雄　（前年度能登川地区自治会連合会副会長）
善住　愼一　（前年度能登川地区自治会連合会副会長）
武田　潮　　（前年度能登川地区自治会連合会幹事）
田中　藤司雄（前年度能登川地区自治会連合会幹事）
上林　英男　（前年度能登川地区自治会連合会幹事）
大辻　彦　　（前年度能登川地区自治会連合会幹事）
清水　良昭　（前年度能登川地区自治会連合会幹事）
村林　誠　　（前年度能登川地区自治会連合会幹事）
杉本　善一　（前年度能登川地区自治会連合会幹事）
加藤　義男　（前年度能登川地区自治会連合会幹事）
藤井　三千夫（前年度能登川地区自治会連合会監事）
宮澤　久男　（前年度能登川地区自治会連合会監事）

選任理事

荻野　忍　　（能登川地区自治会連合会会長）
田附　修　　（能登川地区自治会連合会副会長）
村田　八佐夫（能登川地区自治会連合会副会長）
桂田　昌彦　（能登川地区自治会連合会幹事）
吉坂　勝方　（能登川地区自治会連合会幹事）
塚本　清弘　（能登川地区自治会連合会幹事）
小嶋　宏　　（能登川地区自治会連合会幹事）
阿部　信夫　（能登川地区自治会連合会幹事）
冨田　義弘　（能登川地区自治会連合会幹事）
鈴木　英夫　（能登川地区自治会連合会幹事）
尾原　道隆　（能登川地区自治会連合会幹事）
辻　昭夫　　（能登川地区自治会連合会監事）
冨江　清　　（能登川地区自治会連合会監事）

※上記の選任された理事の任期は、定款第２８条第２項に定めるとおりである

２．理事の新任

提案の理由：本人都合で辞任のため

辞任理事

廣瀬　芳文　（副会長）
西村　二郎　（元能登川地区自治会連合会会長）

選任理事

櫛田　善春　（前年度能登川地区自治会連合会会長）
北岡　芙美子（能登川地区文化協会会長）
北村　鎰子　（東近江市能登川赤十字奉仕団副委員長）
小松　安希子（能登川地区子ども会指導者連絡協議会会長）

※上記の選任された理事の任期は定款第２８条第４項に定めるとおりである

３．監事の改選

提案の理由：本人都合で辞任のため

辞任監事

清水　宗彦　（前東近江市能登川支所長）

選任監事

田井中弥一郎（東近江市能登川支所長）

※上記の選任された監事の任期は定款第２８条第４項に定めるとおりである

［参考］

平成２８年度　一般社団法人能登川地区まちづくり協議会役員名簿(案)

役　職		氏　名	備　考
理事		藤居　正博	現一般社団法人能登川地区まちづくり協議会会長
理事		櫛田　善春	前年度能登川地区自治会連合会会長
理事		四方　秀亮	現一般社団法人能登川地区まちづくり協議会副会長
理事		荻野　忍	能登川地区自治会連合会会長
理事		村田　八佐夫	能登川地区自治会連合会副会長
理事		田附　修	能登川地区自治会連合会副会長
理事		桂田　昌彦	能登川地区自治会連合会幹事
理事		吉坂　勝方	能登川地区自治会連合会幹事
理事		塚本　清弘	能登川地区自治会連合会幹事
理事		小嶋　宏	能登川地区自治会連合会幹事
理事		阿部　信夫	能登川地区自治会連合会幹事
理事		冨田　義弘	能登川地区自治会連合会幹事
理事		鈴木　英夫	能登川地区自治会連合会幹事
理事		尾原　道隆	能登川地区自治会連合会幹事
理事		辻　昭夫	能登川地区自治会連合会監事
理事		冨江　清	能登川地区自治会連合会監事
理事		北岡　芙美子	能登川地区文化協会会長
理事		北村　鎰子	東近江市能登川赤十字奉仕団副委員長
理事		小松　安希子	能登川地区子ども会指導者連絡協議会会長
理事		居原田　善嗣	能登川コミュニティセンター館長

監事		浅井　利温	現一般社団法人能登川地区まちづくり協議会監事
監事		田井中弥一郎	東近江市能登川支所長

参考１

一般社団法人能登川地区まちづくり協議会定款

平成 28 年 5 月 28 日変更版 （下線部分が変更箇所）

第１章　総則

（名称）

第１条　当法人は、「一般社団法人能登川地区まちづくり協議会」と称し、愛称を「ホップ♪ステップ♪のとがわ」とする。

（主たる事務所等）

第２条　当法人は、主たる事務所を、滋賀県東近江市に置く。

（目的）

第３条　当法人は、住民自らが考え行動することにより、能登川地区の良さを次代へ継承するとともに、この地区で誇りを持って暮らし続けられるよう、能登川地区のまちづくりを進めることを目的とし、次の事業を行う。

（１）能登川地区のまちづくり事業

（ア）能登川地区のまちづくり計画の策定

（イ）まちづくりにかかる事業の企画・立案

（ウ）まちづくりにかかる広報・啓発

（エ）まちづくりにかかる事業

（２）公共施設の指定管理事業

（３）その他当法人の目的を達成するために必要な事業

（公告）

第４条　当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

（機関の設置）

第５条　当法人は、理事会および監事を置く。

第２章　会員

（種別）

第６条　当法人の会員は、能登川地区に在住および在勤、在学するすべての人と能登川地区の活動団体で構成する。会員は次の３種とし、正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

（１）正会員：当法人の目的に賛同して入会した個人または団体

（２）準会員：能登川地区各自治会のまちづくりに関する代表者

（３）賛助会員：当法人の事業を援助するために入会した個人または団体

（入会）

第７条　正会員または賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込

書により申し込み、理事会の承認を受けなければならない。その承認があったときに正会員または賛助会員となる。

準会員は、自治会から提出の選出届をもって入会申込書とする。

（入会金および会費）

第８条　正会員は、社員総会において別に定める入会金および会費を納入しなければならない。

（任意退会）

第９条　正会員および賛助会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

準会員は、選出自治会が定めた任期の終了をもって退会とする。

（除名）

第１０条　会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の特別決議によって当該会員を除名することができる。

（１）この定款その他の規則に違反したとき。

（２）当法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。

（３）その他の除名すべき正当な事由があるとき。

（会員の資格の喪失）

第１１条　前２条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

（１）会費の納入が継続して１年以上なされなかったとき。

（２）総正会員が同意したとき。

（３）当該会員が死亡しもしくは失踪宣告を受けたとき、または解散したとき。

（会員資格喪失に伴う権利および義務）

第１２条　会員が前３条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については．一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

２　当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

第３章　社員総会

（種類）

第１３条　当法人の社員総会は、定時総会および臨時総会の２種とする。

（構成）

第１４条　当法人の社員総会は、正会員をもって構成する。

２　社員総会における議決権は、正会員１名につき１個とする。

（権限）

第１５条　社員総会は、次の事項を議決する。

（１）入会の基準並びに会費および入会金の金額

（２）会員の除名
（３）役員の選任および解任
（４）役員の報酬の額またはその規程
（５）各事業年度の決算報告、事業計画、予算計画
（６）定款の変更
（７）長期借入金並びに重要な財産の処分および譲り受け
（８）解散
（９）合併並びに事業の全部および事業の重要な一部の譲渡
（１０）理事会において社員総会に付議した事項
（１１）前各号に定めるもののほか、一般法人法に規定する事項およびこの定款に定める事項

（開催）
第１６条　定時総会は、毎年１回、毎事業年度終了後３ヶ月以内に開催する。
臨時総会は、必要がある場合に開催する。

（招集）
第１７条　社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、書面または電子的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続を省略することができる。
２　総正会員の議決権の１０分の１以上を有する正会員は、会長に対し、社員総会の目的である事項および招集の理由を示して、社員総会招集の請求をすることができる。

（議長）
第１８条　社員総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故等による支障があるときは、その社員総会において、出席した正会員の中から議長を選出する。

（決議）
第１９条　社員総会の決議は、法令またはこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。
２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行う。
（１）会員の除名
（２）監事の解任
（３）定款の変更
（４）解散
（５）その他法令で定められた事項
３　理事または監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第１項の決議を行わなければならない。理事または監事の候補者の合計数が第２４条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

（代理）
第２０条　社員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理として議決権の行使を委任

することができる。この場合においては、当該正会員または代理人は、代理権を証明する書類を当法人に提出しなければならない。

（議決、報告の省略）

第２１条　理事または正会員が、社員総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の議決があったものとみなす。

２　理事が正会員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示を示したときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

（議事録）

第２２条　社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２　議長および出席した副会長は、前項の議事録に記名押印する。

（社員総会規則）

第２３条　社員総会の運営に関し必要な事項は、法令またはこの定款に定めるもののほか、社員総会において定める社員総会規則による。

第４章　役員等

（役員の設置等）

第２４条　当法人に次の役員を置く。

（１）　理事　　３名以上３０名以内

（２）　監事　　２名以内

２　理事のうち、１名を代表理事とし、代表理事をもって会長とする。また、３名以内を副会長とすることができる。

３　理事のうち１７名以内を業務執行理事とすることができる。

（選任等）

第２５条　理事および監事は、社員総会の決議によって正会員の中から選任する。

２　東近江市能登川地区自治会連合会の役員は、これを理事に充てることができる。

３　会長、副会長、業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から定める。

４　監事は、当法人またはその子法人の理事もしくは使用人を兼ねることができない。

５　理事のうち、理事のいずれかの１名とその配偶者または３親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の３分の１を超えてはならない。監事についても、同様とする。

（理事の職務権限）

第２６条　会長は当法人を代表し、その業務を執行する。

２　副会長は、会長を補佐する。

３　業務執行理事は、当法人の業務を分担執行する。

４　会長および業務執行理事は、毎事業年度に４ケ月を超える間隔で２回以上、自己の業務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務権限）

第２７条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

２　監事は、いつでも、理事および使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務および財産の状況を調査することができる。

（役員の任期）

第２８条　理事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

２　第２５条２項による理事は、選出自治会が定めた任期の終了をもって退任するものとする。ただし、次期の東近江市能登川地区自治会連合会役員が新たに理事に就任するまでは、理事としての権利義務を有する。

３　監事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

４　補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

５　理事または監事は、第２４条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事または監事としての権利義務を有する。

（解任）

第２９条　役員は、社員総会の決議によって解任することができる。

ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上あって、総正会員の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。

（報酬等）

第３０条　役員に対しては、社員総会の決議を経て、報酬を支給することができる。

（取引の制限）

第３１条　理事が次に揚げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

（１）自己または第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

（２）自己または第三者のためにする当法人との取引

（３）当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

２　前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。

（責任の一部免除等）

第３２条　当法人は、役員の一般法人法第１１１条第１項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

（顧問）

第３３条　当法人に、若干名の顧問を置くことができる。

２　顧問は、正会員の中から、理事会において任期を定めた上で選任する。

３　顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

（顧問の職務）
第３４条　顧問は、会長の諮問に応え、会長に対し、意見を述べることができる。

第５章　理事会

（構成）
第３５条　理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権限）
第３６条　理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。
（１）社員総会の日時および場所並びに議事に付すべき事項の決定
（２）規則の制定、変更および廃止に関する事項
（３）前各号に定めるもののほか当法人の業務執行の決定
（４）理事の職務の執行の監督
（５）会長、副会長、業務執行理事の選定および解職
２　理事会は、次に揚げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
（１）重要な財産の処分および譲受け
（２）多額の借財
（３）重要な使用人の選任および解任
（４）従たる事務所その他重要な組織の設置、変更および廃止
（５）理事の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他当法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備
（６）第３２条の責任の免除

（種類および開催）
第３７条　理事会は、通常理事会および臨時理事会の２種とする。
２　通常理事会は、毎年２回以上開催する。
３　臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
（１）会長が必要と認めたとき
（２）会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき
（３）前号の請求があった日から５日以内に、その請求があった日から２週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求をした理事が招集したとき

（招集）
第３８条　理事会は、会長が招集する。ただし、前条第３項第３号により理事が招集する場合および一般法人法第１０１条第３項の規定に基づき監事が招集する場合を除く。
２　会長は、前条第３項第２号または一般法人法第１０１条第２項に該当する場合は、その請求があった日から５日以内に、その請求があった日から２週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しなければならない。

（議長）
第３９条　理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長がこれに当たる。

（決議）
第４０条　理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（決議の省略）
第４１条　理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることのできる理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

（報告の省略）
第４２条　理事または監事が理事および監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第９１条第２項の規定による報告については、この限りではない。

（議事録）
第４３条　理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した会長および監事は、これに記名押印する。

（理事会規則）
第４４条　理事会に関する事項は、法令またはこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第６章　会計

（事業年度）
第４５条　当法人の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までの年１期とする。

（事業計画および収支予算）
第４６条　当法人の事業計画および収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を経て、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。
２　前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで、前年度の予算に準じ収入を得または支出することができる。
３　前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

（事業報告および決算）
第４７条　当法人の事業報告および決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第１号および第２号の書類についてはその内容を報告し、第３号から第５号までの書類については承認を受けなければならない。
（１）事業報告

（２）事業報告の附属明細書
（３）貸借対照表
（４）損益計算書（正味財産増減計算書）
（５）貸借対照表および損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
２　第１項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に５年間備え置くとともに、定款および社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。
（１）監査報告
（２）会計監査報告

（剰余金の分配）
第４８条　当法人は、剰余金の分配を行わない。

第７章　定款の変更および解散

（定款の変更）
第４９条　この定款は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の３分の２以上に当たる多数の決議をもって変更することができる。

（解散）
第５０条　当法人は、一般法人法第１４８条第１号、第２号および第４号から第７号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総正会員の半数以上であって総正会員の議決権の３分の２以上に当たる多数の決議により解散することができる。

（残余財産の帰属）
第５１条　当法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益認定法第５条第１７号に揚げる法人または国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

第８章　委員会

（委員会）
第５２条　当法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会は、その決議により委員会を設置することができる。
２　委員会の委員は、会員および学識経験者のうちから理事会が選任する。
３　委員会の任務、構成および運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第９章　事務局

（設置等）
第５３条　当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
２　事務局には、事務局長および所要の職員を置く。
３　事務局長および重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
４　事務局の組織および運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議により別に定める。

第１０章　附則

（委任）

第５４条　この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

（最初の事業年度）
第５５条　当法人の最初の事業年度は、当法人の成立の日から平成２６年３月３１日までとする。

（設立時役員）
第５６条　省略

（設立時社員の氏名および住所）
第５７条　省略

（法令の準拠）
第５８条　本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

(変更履歴)
１．平成２５年４月１日施行
２．平成２７年６月２０日施行（変更；第２５条、第２８条、第３７条）
３．平成２８年５月２８日施行（変更；第２４条）

参考２

一般社団法人能登川地区まちづくり協議会　組織図

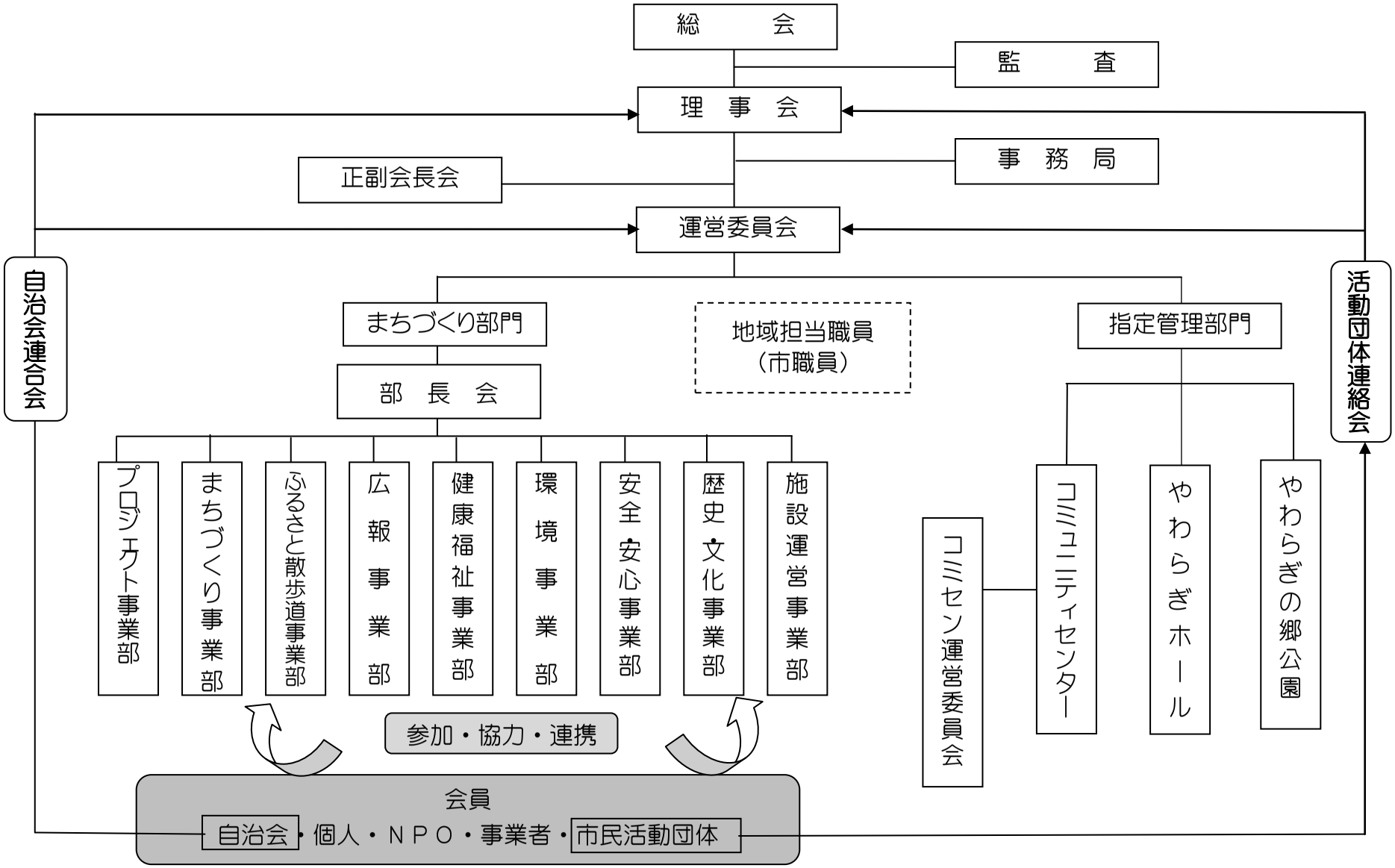

参考３

一般社団法人能登川地区まちづくり協議会 名簿

H28. 5. 2現在

1. 正会員名簿

（50音順）

個　人			
1	青木 忠雄	53	杉田 米男
2	浅井 利温	54	杉本 善一
3	阿部 喜和	55	染谷 克己
4	井口 博	56	田井中弥一郎
5	石井 久美子	57	田井中 隆藏
6	市居 一良	58	田口 善弘
7	市木 徹	59	武田 潮
8	伊庭 貞一	60	田中 敏次
9	居原田 善嗣	61	田中 博美
10	今井 陸之助	62	田辺 長司
11	今堀 貢	63	田辺 初美
12	今堀 豊	64	谷村 昭仁
13	今村 幸一	65	塚本 修
14	大辻 彦	66	辻　昭夫
15	大橋 昇一郎	67	坪田 幸大郎
16	大橋 正司	68	出路 敏秀
17	大橋 正徳	69	戸嶋 幸司
18	荻野 忍	70	冨江 義和
19	尾原 芳典	71	中川 満
20	片山 正治	72	中村 幸一
21	加藤 誠一	73	中村 道彦
22	加藤 義男	74	西　康隆
23	鎌倉 厚徳	75	西﨑 彰
24	川上 めぐみ	76	西村 二郎
25	川南 菜穂美	77	橋　純治
26	川南 壽	78	橋村 孝一郎
27	川南 博司	79	長谷川 賢祐
28	川村 久仁子	80	長谷川 清一
29	上林 英男	81	原田 明人
30	菊川 弘	82	廣瀬 芳文
31	北浦 義一	83	福永 信行
32	北川 陽子	84	藤居 正博
33	北村 通子	85	藤田 淳子
34	木下 眞一	86	藤野 智誠
35	櫛田 善春	87	古坂 伸行
36	小磯 時一郎	88	松田 順子
37	小杉 実	89	真野 生道
38	小南 由美子	90	三木 秀夫
39	作田 美幸	91	水谷 善一郎
40	佐生 幸子	92	村田 洋一
41	佐藤 洋二	93	村西 宏
42	里田 明	94	村林 淳子
43	佐野 武蔵	95	村林 嵩雄
44	澤　文一	96	山川 徳守
45	澤　吉見	97	山田 雅利
46	柴田 幸義	98	山本 眞喜
47	清水 保	99	山本 光代
48	清水 宗彦	100	湯浅 嚴郎
49	清水 良昭	101	吉澤 浩明
50	志村 俊雄	102	四方 秀亮
51	上坊 重博	103	脇　和彦
52	杉浦 隆支	104	渡邉 和男

自治会	
1	旭ヶ丘
2	阿弥陀堂町
3	安楽寺
4	ｲｰｽﾄﾛｰﾄﾞ
5	泉台
6	猪子町
7	伊庭町
8	今町
9	小川
10	奥田社宅
11	尾苧台
12	乙女浜町
13	垣見町
14	川南町
15	北須田
16	きぬがさ城東
17	きぬがさ中央
18	きぬがさ中洲
19	栗見新田町
20	栗見出在家町
21	桜ヶ丘
22	佐生
23	佐野
24	志賀田
25	新宮西
26	新宮東
27	神郷
28	神郷団地
29	新種
30	躰光寺町
31	大地
32	大徳寺
33	大中町
34	高岸台
35	種
36	長勝寺
37	ﾄﾞﾘｰﾑﾊｲﾂ
38	能登川
39	能登川栄町
40	ﾊﾟｰｸｼﾃｨ能登川
41	早苅
42	林町
43	東佐生
44	東佐野
45	福堂
46	堀切
47	本町
48	緑が丘
49	南佐野
50	南須田町
51	山路町
52	ﾚｲﾝﾎﾞｰｼﾃｨ
53	若葉

一般団体	
1	NPO法人能登川総合ｽﾎﾟｰﾂｸﾗﾌﾞ
2	NPO法人エトコロ
3	更生保護女性会能登川分区
4	宗祇法師顕彰会
5	能登川ゲートボール連盟
6	能登川地区子ども会指導者連絡協議会
7	能登川地区少年補導員会
8	能登川地区人権のまちづくり協議会
9	能登川地区体育協会
10	能登川地区地域教育協議会
11	能登川地区文化協会
12	能登川中学校区教育研究会
13	のとがわ福祉の会
14	東近江市能登川赤十字奉仕団
15	東近江市老人ｸﾗﾌﾞ連合会能登川ﾌﾞﾛｯｸ
16	東近江市青少年育成市民会議能登川支部

総合計　173名

２．準会員名簿　（自治会名・５０音順）

自治会名		まちづくり委員氏名
1	旭ヶ丘	清水　次雄
2	阿弥陀堂町	脇　　章
3	安楽寺	山本　彰則
4	イーストロード	小西　繁樹
5	泉台	中津川　晴紀
6	猪子町	岡田　守弘
7	伊庭町	西川　清治郎
8	今町	上林　務
9	小川	澤　　清司
10	奥田社宅	清川　廣子
11	尾芼台	野田　満裕
12	乙女浜町	木下　宣弘
13	垣見町	阿部　喜和
14	川南町	荻野　忍
15	北須田	保積　定之
16	きぬがさ城東	松井　研一郎
17	きぬがさ中央	吉坂　勝方
18	きぬがさ中洲	市田　健二
19	栗見新田町	塚本　清弘
20	栗見出在家町	村林　文雄
21	桜ヶ丘	岸原　正恭
22	佐生	松本　馨
23	佐野	谷　富士夫
24	志賀田	菊川　淑子
25	新宮西	澤　清行
26	新宮東	志村　俊雄
27	神郷	清水　貞好
28	神郷団地	勝間　幸子
29	新種	森　　和雄
30	躰光寺町	水谷　美紀史
31	大地	塩飽　達
32	大徳寺	西村　導宏
33	大中町	冨江　浩和
34	高岸台	矢野　幸次郎
35	種	辻　　昭夫
36	長勝寺	川越　良裕
37	ﾄﾞﾘｰﾑﾊｲﾂ	吉原　秀吉
38	能登川	阿部　信夫
39	能登川栄町	福田　竜也
40	ﾊﾟｰｸｼﾃｨ能登川	田中　克之
41	早苅	圓城　貴之
42	林町	鈴木　英夫
43	東佐生	古川　典裕
44	東佐野	田井中　紳一
45	福堂	冨江　清
46	堀切	世一　伊知朗
47	本町	田附　修
48	緑が丘	鍵村　惣次
49	南佐野	横谷　裕嗣
50	南須田町	加藤　誠一
51	山路町	山本　卓司
52	レインボーシティ	志村　隼
53	若葉	森田　由美